

●香川県告示第454号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成19年9月28日から平成19年10月12日まで土庄中央漁業協同組合において縦覧に供する。

平成19年9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

土庄町甲24番地の121 東村 祐次

土庄町甲311番地の2 堀川 雅俊

土庄町甲265番地の3 堀川 満宏

2 加入区の名称

土庄中央第1加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

土庄中央漁業協同組合